

建築基準法第51条ただし書許可について

建築基準法第 51 条ただし書による産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設の位置

名 称	用途地域	位 置	敷地面積
産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設	工業地域	仙台市青葉区上愛子字松原 27-3, 27-6, 27-28, 27-29	43,707.23 m ²

(内容説明)

本事業者は現在、市街化調整区域である青葉区芋沢青野木地内において、産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設を運営しておりますが、事業効率向上等の目的から、本計画地への移転を計画するものであり、既存施設と同様、主に宮城県内から発生する産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、木くず等）及び一般廃棄物（木くず等）を収集運搬し、破碎・圧縮固化などの中間処理を行う事業となります。

本事業における破碎施設は、「建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第一号及び第二号イ」の規定に該当し、建築基準法第 51 条ただし書の許可を受ける必要があることから、仙台市都市計画審議会に付議するものです。

<処理能力に関する規定>

・産業廃棄物

廃プラスチック類の破碎施設で、1 日当たりの処理能力が 6 トンを超えるもの

木くず又はがれき類の破碎施設で、1 日当たりの処理能力が 100 トンを超えるもの

・一般廃棄物

一日当たりの処理能力が 5 トン以上であるもの

(理由)

本計画地は、J R 仙台駅から西方約 13 km の松原工業団地内に位置しており、本市都市計画マスタープランにおいて、産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積を図る、工業・流通・研究区域に位置づけられている地区です。

計画地周辺は、倉庫・工場などの業務系の施設が立地し、工業地域の規制内容に即した土地利用がなされております。また、本計画地は、住宅の建築を制限する地区計画区域（松原地区）内にあり、今後住宅施設との混在化が進むことはなく、本施設は、産業廃棄物及び一般廃棄物の再資源化を目的とする中間処理施設であることから、本市の工業・流通・研究区域の施策展開の方向性に適合するものです。

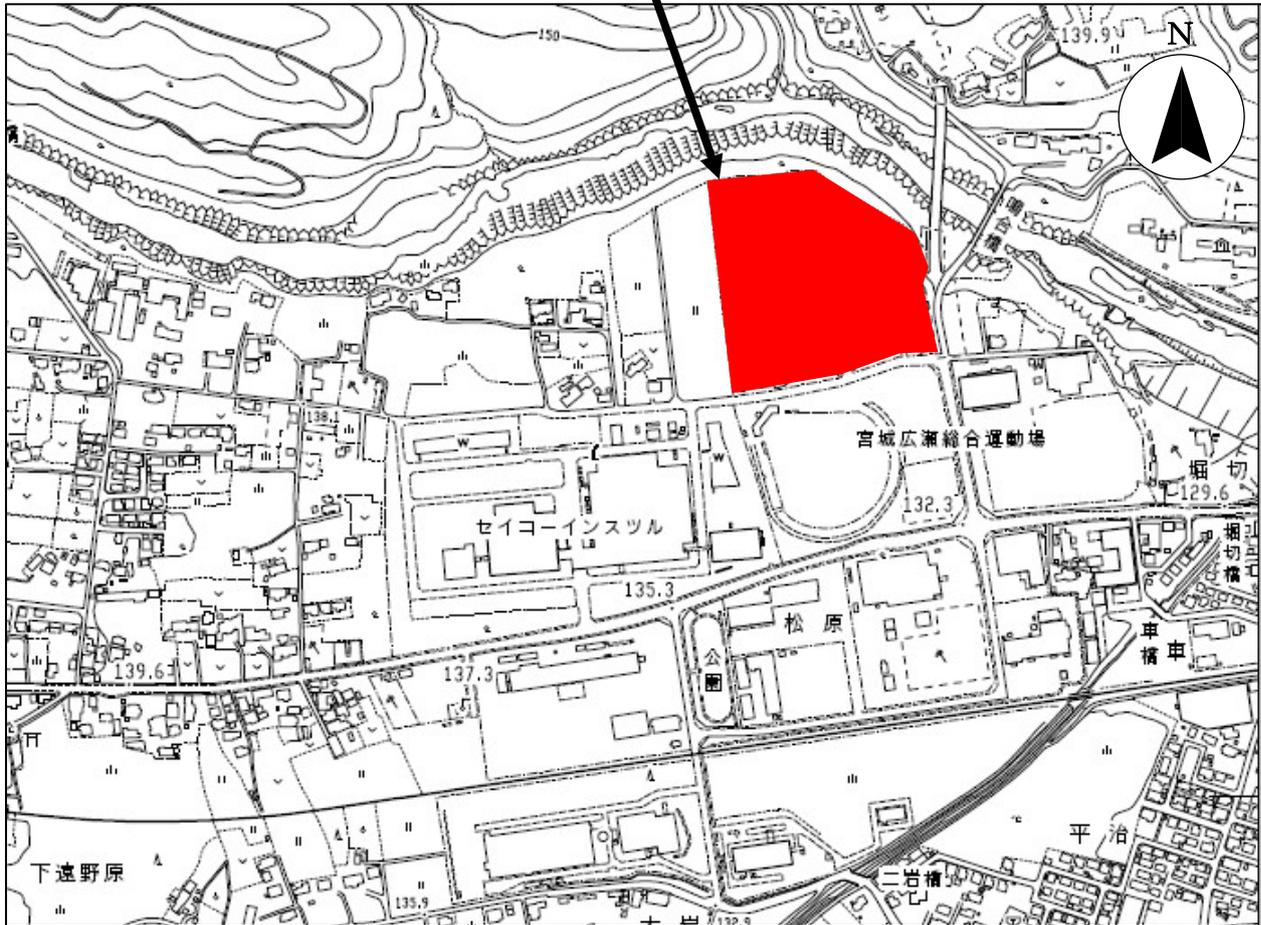
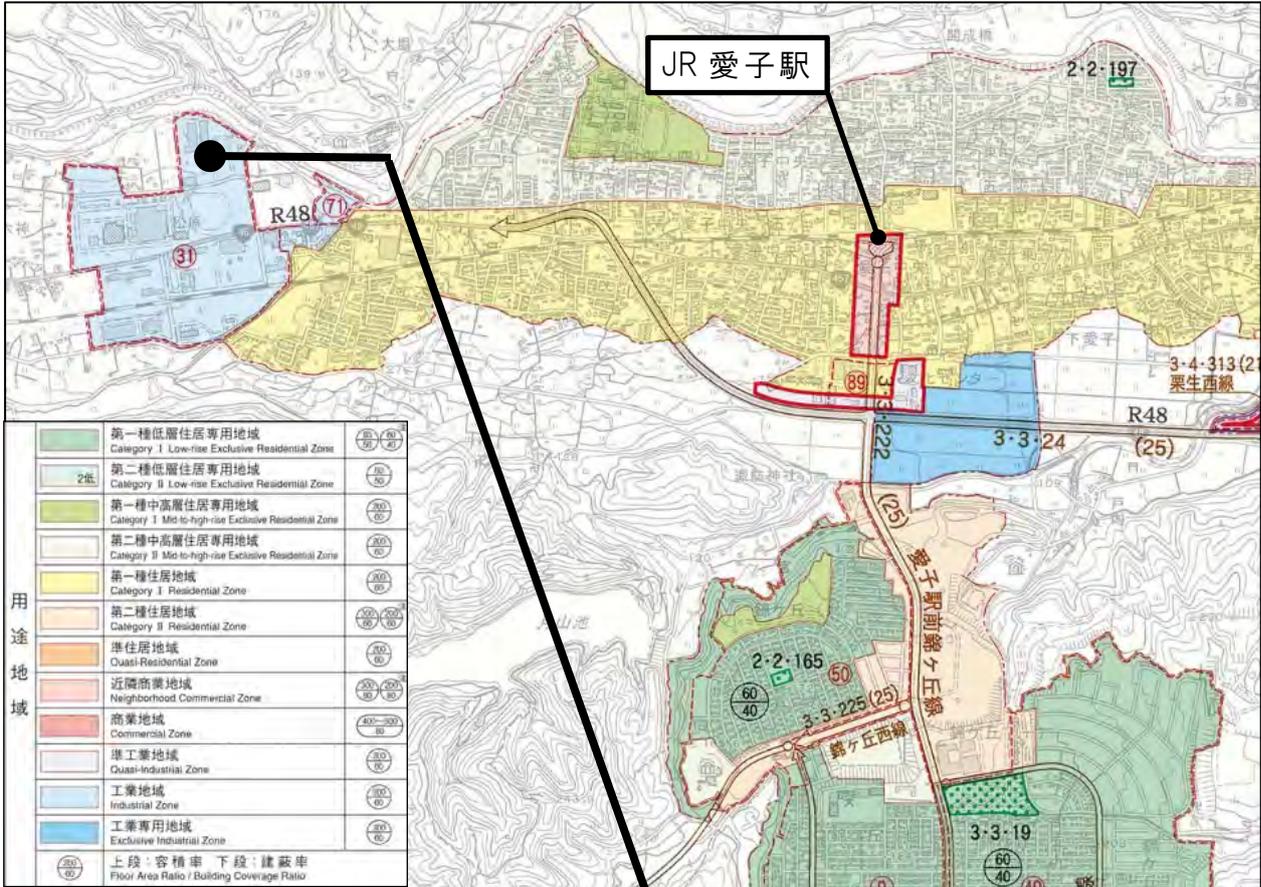
また、廃プラスチック類等の破碎に伴う騒音・振動等については、工業地域内における本市の規制値内であり、周辺環境に支障等が発生しないほか、施設への廃棄物搬出入等に伴う通行車両については、周辺交通に大きな変化をもたらすものではないことを確認しています。

以上のことから、本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないと考えられます。

施設概要

施設名称		仙台環境開発株式会社 中間処理施設
申請者		仙台市青葉区二日町2番27号
		仙台環境開発株式会社 代表取締役 櫻井 慶
敷地	位置	仙台市青葉区上愛子字松原27-3, 27-6, 27-28, 27-29
	面積	43,707.23 m ²
	用途地域	工業地域
処理施設	用途	産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設
	処理能力	<p>産業廃棄物</p> <p>破砕施設 1 がれき類 320.0 t/日</p> <p>破砕施設 2 廃プラスチック類 40.8 t/日</p> <p>破砕施設 3 廃プラスチック類 52.1 t/日</p> <p>木くず 108.7 t/日</p> <p>破砕施設 4 木くず(チップ) 192.0 t/日</p> <p>破砕・圧縮固化施設</p> <p>廃プラスチック類 40.8 t/日</p> <p>一般廃棄物</p> <p>破砕施設 5 木くず(チップ) 192.0 t/日</p> <p>木くず(オガ粉) 48.0 t/日</p>
その他		<p>建築物の概要</p> <p>破砕施設1に係るもの</p> <p>廃棄物処理施設 鉄骨造 地上1階建て 33.75 m²</p> <p>廃棄物処理施設 鉄骨造 地上1階建て 60.68 m²</p> <p>破砕施設2～5及び破砕・圧縮固化施設に係るもの</p> <p>廃棄物処理施設 鉄骨造 地上2階建て 5,422.50 m²</p>

建築基準法第51条ただし書の許可について



■ 本計画地